

資料 土木学会定款・細則

(1) 土木学会定款

昭和38年 8月 1日	全面改正
〃 39年 8月 8日	一部改正
〃 40年 8月16日	〃
〃 48年 7月23日	〃
〃 51年 8月11日	〃
〃 58年 7月 8日	一部変更
平成 7年 3月31日	一部改正
〃 11年11月 1日	一部改正

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、社団法人土木学会（以下「学会」と称する）という。

(事務所)

第2条 この学会は、事務所を東京都新宿区四谷1丁目無番地におく。

(支部)

第3条 この学会は、支部をつぎの地区におく。
北海道地区、東北地区、関東地区、中部地区、関西地区、中国地区、四国地区、西部地区

第2章 目的および事業

(目的)

第4条 この学会は、土木工学の進歩および土木事業の発達ならびに土木技術者の資質の向上を図り、もって学術文化の進展と社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 この学会は、前条の目的を達成するためにつぎの事業を行う。

- (1) 土木工学に関する研究発表会、講演会、講習会等の開催および見学視察等の実施
- (2) 会誌その他土木工学に関する図書、印刷物の刊行
- (3) 土木工学に関する調査、研究ならびに奨励、援助
- (4) 土木工学に関する学術、技術の評価
- (5) 土木工学に関する啓発および広報活動
- (6) 土木工学の発展に資する国際活動
- (7) 土木関係情報、図書、その他資料の収集・保管および社会への情報提供
- (8) 土木図書館の運営および管理
- (9) 土木工学に関する建議ならびに諮問に対する答申
- (10) その他目的を達成するために必要なこと。

第3章 会員

(会員の種別および称号)

第6条 会員は、つぎの3種とする。

(1) 正会員

1) 個人 つぎの1に該当する者

- ア 土木事業に関し、学識経験ある者
- イ 土木工学専門の教育を受け、その業務に従事している者
- ウ 前各号に準ずる者

2) 法人 建設業、建設コンサルタント、その他土木に関連する事業を行う法人で土木学会細則（以下「細則」という。）で定める業種とする。

(2) 学生会員 土木工学に関する学科を修めるため大学、工業高等専門学校、高等学校およびこれらに準ずる学校に在学中の者。

(3) 特別会員 正会員以外で、この学会の目的、事業に賛同する個人または団体。

2. 土木分野において責任ある立場で活躍してきた正会員である個人であって、理事会が認めた者についてフェローの称号を贈る事ができる。

3. 土木工学又は土木事業に関する功績が特に顕著であって理事会が認めた者について名誉会員の称号を贈ることができる。

(入会と会費)

第7条 正会員、学生会員および特別会員となるには細則の定めるところにより入会手続きをなし、理事会の承認を経なければならない。

2. 正会員が法人である場合は、入会と同時に、本会に対する代表者としてその権利を行使する者（以下「正会員代表者」という。）を定めて本会に届け出なければならない。正会員代表者を変更した場合も同様とする。

3. 会員は細則の定めるところにより、会費を納入しなければならない。

4. 既納の会費はいかなる理由があっても返還しない。

(資格の喪失)

第8条 会員は、つぎの事由によって、その資格を喪失する。

- (1) 退会
- (2) 禁治産者若しくは準禁治産者宣告又は破産宣告
- (3) 死亡、失踪の宣告又は法人若しくは団体である会員の解散
- (4) 除名

(退会)

第9条 会員で退会しようとする者は、その義務を完了した後、退会届を提出しなければならない。

2. 会費を1ヶ年以上滞納した会員については、理事会の議決を経て、その者が退会したものと認定して処理することができる。

(除名)

第10条 この学会の名誉を傷つけまたはこの学会の目的に反する行為があったときは、理事会の議決を経て、除名することができる。

第4章 理事および監事

(理事および監事の定数)

第11条 この学会に、つぎの理事および監事をおく。

- (1) 理事 25名以上30名以内、うち会長1名、副会長5名および専務理事1名
- (2) 監事 2名以内

(理事および監事の選任)

第12条 理事および監事は、正会員の中から総会で選任する。

2. 理事は、理事の中から互選で会長1名、副会長5名および専務理事1名を定める。

3. 理事および監事が欠けたときは、補欠を選任することができる。この場合、その選任については、第1項の規定を準用する。

(理事の職務)

第13条 理事は、つぎの各号に掲げるところにより、それぞれの職務を行う。

- (1) 会長は、この学会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたるときは、会長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。
- (3) 専務理事は、会長および副会長を補佐し、会務全般の円滑な運営をつかさどるとともに、理事会から委任された事項の会務を処理する。
- (4) 前各号以外の理事は、会長、副会長を補佐し、理事会の議決によって会務を処理する。

2. 理事は、理事会において第18条に定める事項を審議表決する。

3. 理事は、監事を兼ねることができない。

(監事の職務)

第14条 監事は、民法第59条に定める職務を行う。

2. 監事は、理事会に出席し、意見を述べるができる。ただし、表決に加わらない。
3. 監事は、理事を兼ねることができない。

(理事および監事の任期)

第15条 理事および監事の任期は、2年とする。ただし、再任することを妨げない。

2. 理事および監事の任期の始期は、選任された通常総会からとする。
3. 補欠による理事および監事の任期は、前任者の残任期間とする。
4. 理事および監事は、任期満了あるいは辞任の場合においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(理事、監事の報酬)

第16条 理事および監事は、無給とする。ただし、専務理事は有給とする。

第5章 会議

(理事会の組織と招集)

第17条 理事会は、理事をもって組織し、議長は会長がこれにあたる。

2. 理事会は、毎年6回以上会長が招集する。ただし、会長が必要と認めた場合、または、理事現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求のあったときには、臨時理事会を招集しなければならない。

(理事会の決議事項)

第18条 理事会は、総会に提出する議案のほか、総会の権限に属するものを除き、会務執行のため必要な事項を議決する。

(理事会の定足数および議決)

第19条 理事会は、理事現在数の過半数をもって成立する。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意志を表示したものは、出席者とみなす。

2. 議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

(総会の構成および招集)

第20条 総会は、第6条第1項第1号の正会員をもって構成する。

2. 通常総会は、毎年1回会計年度終了後2ヶ月以内に会長が招集する。
3. 臨時総会は、つぎの場合会長または監事が招集する。
 - (1) 会長が必要と認めるとき
 - (2) 監事が必要と認めるとき
 - (3) 正会員現在数の20分の1以上から会議に付議すべき事項を示して、総会の招集を請求されたとき。この場合、請求のあった日から30日以内に招集しなければならない。
 - (4) 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(総会の招集方法)

第21条 総会の招集は、開催2週間前に、日時、場所および会議に付議すべき事項をこの学会の刊行物または書面をもって会員に通知する。

(総会の定足数および議決)

第22条 総会は、正会員現在数の過半数以上の出席によって成立する。ただし、当該事項につき書面をもってあらかじめ意志を表示したものは出席者とみなす。

2. 総会における正会員の議決権は各1個とし、議事は、この定数に別段の定めがある場合を除くほか出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

(総会の決議事項)

第23条 総会は、つぎの事項を議決する。

- (1) 理事および監事の選任
- (2) 事業計画および収支予算
- (3) 事業報告および収支決算

- (4) 定款の変更
- (5) 基本財産への繰入
- (6) 長期借入の承認
- (7) 基本財産の処分または担保の設定
- (8) 解散および残余財産の処分
- (9) その他理事会において必要と認めた事項

(議事録)

第24条 総会および理事会の議事録は、議長が作成し、議長および出席者代表2名以上が署名押印の上議長これを保存する。

(総会の決議事項の通知)

第25条 総会の決議事項は、会員に通知する。

第6章 事務局および職員

(事務局および職員)

第26条 本会に会務を処理するため事務局を設け、有給の職員を置くことができる。

2. 職員の任免は、理事会の議を経て会長が行う。
3. 事務局の職制その他は別にこれを定める。

第7章 資産および会計

(資産の区分)

第27条 この学会の資産の区分は、つぎの2種とする。

- (1) 基本財産 総会において繰入れを議決された財産
- (2) 運用財産 会費、事業から生ずる収入、資産から生ずる果実、寄付金その他基本財産以外の財産

(基本財産の処分に関する制限)

第28条 基本財産は、処分し、または担保に供してはならない。ただし、事業遂行上やむを得ない理由があるときは、総会の議決を経、かつ文部大臣の承認を受けてその一部に限り処分し、または担保に供することができる。

(会計年度)

第29条 この学会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更ならびに解散

(定款の変更)

第30条 この定款は、総会において、出席者の4分の3以上の議決を経、かつ、文部大臣の認可を受けなければ、変更することはできない。

(解散)

第31条 この学会を解散しようとするときは、総会において、出席者4分の3以上の議決を経なければならない。

(残余財産の処分)

第32条 この学会の解散に伴う残余財産の処分は、総会において出席者の4分の3以上の議決を経なければならない。

第9章 補則

(定款施行)

第33条 この定款施行に必要な規定は、理事会の議決を経て細則で定める。

付則

1. この定款は、文部大臣の認可のあった昭和38年8月1日から実施する。
2. 旧定款による常議員は、この定款施行の日から評議員となる。

付則(昭和48年5月29日 第59回通常総会議決)

この変更定款は、文部大臣の認可の日(昭和48年7月23日)からこれを施行する。

付則(昭和48年5月29日 第59回通常総会議決)

この変更定款は、文部大臣の認可の日（昭和51年8月11日）からこれを施行する。

付則（昭和58年5月24日 第69回通常総会議決）

1. この変更定款は、文部大臣の認可の日（昭和58年7月8日）からこれを施行する。
2. この定款変更前に名誉会員に推挙された者は、この定款後、正会員（個人）とし（外国人を除く）、第6条第3項に掲げる名誉会員の称号を贈られた者と見なす。

付則（平成6年5月30日 第80回通常総会議決）

この定款の変更は、文部大臣の認可のあった日（平成7年3月31日）から施行する。

付則（平成10年5月29日 第84回通常総会議決）

付則（平成11年5月28日 第85回通常総会議決）

この定款の変更は、文部大臣の認可のあった日（平成11年11月1日）から施行する。

（2）土木学会細則

昭和38年 8月 1日	全面改正	昭和56年 5月19日	一部変更
〃 39年 4月 1日	一部改正	〃 57年 3月30日	〃
〃 40年 4月 1日	〃	〃 58年 1月20日	〃
〃 40年 8月 2日	〃	〃 58年 5月18日	〃
〃 40年12月18日	〃	〃 60年 5月22日	〃
〃 46年 1月21日	〃	〃 61年 3月31日	〃
〃 47年 1月19日	〃	平成 4年 1月30日	〃
〃 47年 5月18日	〃	〃 6年 1月27日	〃
〃 48年 7月23日	一部変更	〃 6年 5月20日	〃
〃 49年 5月13日	〃	〃 7年 5月24日	〃
〃 51年 8月11日	〃	〃 9年 5月16日	〃
〃 55年 8月22日	〃	〃 11年 5月14日	〃

この学会の運営に関しては、土木学会定款（以下、「定款」という）に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

第1章 支部

（支部の設置、名称および所在地）

第1条 定款第4条に定める目的を各地区で行うため支部を置く。支部の名称および所在地は、つぎのとおりとする。

1. 北海道支部 北海道 札幌市
2. 東北支部 宮城県 仙台市
3. 関東支部 東京都 新宿区
4. 中部支部 愛知県 名古屋市
5. 関西支部 大阪府 大阪市
6. 中国支部 広島県 広島市
7. 四国支部 香川県 高松市
8. 西部支部 福岡県 福岡市

（地区の範囲）

第2条 支部の地区の範囲は、次のとおりとする。

- （1）北海道地区
北海道
- （2）東北地区
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
- （3）関東地区
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県
- （4）中部地区
富山県、石川県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
- （5）関西地区

福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

（6）中国地区

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県（下関市を除く）

（7）四国地区

徳島県、香川県、愛媛県、高知県

（8）西部地区

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県および山口県下関市

（支部長）

第3条 各支部に支部長を置く。

2. 支部長は、支部を代表し、支部会務を総括するとともに、支部における活動を会長に報告する。
3. 支部長は、理事会に出席して意見を述べることができる。ただし、表決に加わらない。

（支部規定）

第4条 支部長は、支部の組織、運営等に関する事項について、支部規定を定め会長に提出するものとする。

（職場班）

第5条 会務運営を円滑かつ効率よく行うため、支部に職場班を置くことができる。

第2章 会員

（入会手続き）

第6条 会員になるには所定の入会申込書に会費を添えて事務局に提出するものとする。ただし、正会員である個人として入会する場合は、会費に加えて入会金1,000円を支払うものとする。

（会員資格の取得）

第7条 会員は、その資格を入会通知書の発行日から取得する。

（フェロー会員）

第8条 定款第6条第2項に定めるフェローの称号を贈られた正会員を「フェロー会員」と称し、本細則および本学会諸規程等において「フェロー会員」という。

（会員の特典）

第9条 会員はつぎの特典を有する。

- （1）研究成果を会誌その他刊行物または研究発表会において発表すること。
 - （2）研究発表会、講演会、講習会、見学視察等の行事に参加すること。
 - （3）会誌の無料配布を受けるほか優先して学会刊行の図書を購入すること。
 - （4）学会保管の土木関係図書、その他資料を無料閲覧すること。
 - （5）協定学協会が本会に供与する便宜を受けること。
2. 会費滞納半年以上におよぶときは前項の特典を停止されることがある。

（会員の所属）

第10条 会員は、つぎの地区別によって当該支部に所属する。

- （1）在職者は、勤務箇所所在地の地区
- （2）非在職者は、現住所所在地の地区
- （3）学生会員は、学校所在地の地区
- （4）正会員である法人および特別会員は、当該事務所所在地の地区
- （5）海外居住者は、関東地区

（正会員である法人の権利の行使）

第11条 正会員である法人の権利の行使は、当該法人の正会員代表者とする。

（正会員である法人の業種）

第12条 定款第6条に定める正会員である法人の業種はつぎのとおりとする。

1. 建設業

2. 建設コンサルタント等
3. 土木建設資機材の提供を主たる業務とする法人
4. 電気事業および鉄道事業その他土木に関連し、土木施設の建設に重要な役割を果たす法人
5. その他理事会が認める法人

(学生会員から正会員に資格変更)

第13条 学生会員は、卒業あるいは修了と同時に正会員となる。

第3章 会費

(納付)

第14条 会費は、前納とする。ただし、特別の事情があるときは、6ヶ月分ずつ、年2回に分納することができる。

2. 年度途中で資格を変更した会員は、その翌月から月割りにより新資格に相当する会費を納付しなければならない。
3. 年度途中で入会する者は、当該年度の会費については、その翌月分から月割りにより納付することができる。

(会費等)

第15条 会費は、つぎのとおりとする。

種別	年額
フェロー会員	18,000円
個人正会員	12,000円
学生会員	6,000円
法人正会員および特別会員	
特級A	1,000,000円
特級B	850,000円
1級A	500,000円
1級B	300,000円
1級C	150,000円
1級D	80,000円
2級(学校および図書館)	学会誌、論文集購読料見合とする。

2. 学会は、総会の議決を経て前項以外の臨時会費を徴収することができる。
3. 賛助会費
支部は、当会の目的事業に賛同する個人または団体から賛助会費を受けることができる。
4. 海外在住の正会員については、つぎのとおりとする。
 - (1) 学会誌の送付を希望する者は、第1項に定める会費のほか、必要経費を、その都度請求するところにより納入しなければならない。
 - (2) 学会誌の送付を希望せず、学会の発行する英文出版物の無料配布を希望する者に対しては、申し出によって、会費を学生会員会費に相当する額とすることができる。

(会費の免除)

第16条 名誉会員の称号を贈られた者は、会費を免除する。

2. 正会員である個人としての期間が継続して50年をこえ、本人から申告のあった者は、爾後、会費を免除することができる。

第4章 役員

(役員と定数)

第17条 定款第11条に定める理事および監事を役員といい、その定数はつぎのとおりとする。

(1) 会長である理事	1名
(2) 副会長である理事	5名
(3) 次期の会長候補者である理事	1名
(4) 専務理事	1名
(5) 前各号以外の理事	17名以上22名以内
(6) 監事	2名以内

(会長の任期)

第18条 会長としての任期は、理事任期2年のうち、2年目の1年とす

る。

2. 会長の再任は原則として認めない。

(次期会長)

第19条 第17条に定める次期の会長候補者である理事を「次期会長」と称し、理事任期2年のうち、1年目の1年をその任期とする。

2. 次期会長は、会長の命を受けて学会の運営に関わる重要事項についての企画立案に参画し関係事務を統括管理する。

(専務理事の任期)

第20条 専務理事の任期は、理事として再任されることを前提として、2期4年を原則とし、さらに延長することを妨げない。

(役員の変更)

第21条 役員は、原則として、毎年、約半数を改選する。

(補欠の選任)

第22条 定款第12条第3項に定める補欠の選任はつぎのいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 理事および監事の在任者が、それぞれ25名および1名を下回ったとき。
- (2) 理事会が、補欠の選任が必要であると決議したとき。
2. 補欠を選任する総会の招集は、定款第20条第2項または第3項(1)による。

第5章 会務

(理事の担当)

第23条 この学会の会務を執行するために、総務、企画、財務・経理、出版、調査研究、広報、国際、学術資料館・土木図書館、会員・支部、災害緊急対策の各部門および土木学会技術推進機構を置き、会長以外の理事の中から担当理事を定める。

2. 学会の企画運営および第1項に定める各部門の連絡調整のために、理事で構成する企画運営連絡会議を置き、会長以外の理事の中から担当理事を定める。
3. 土木学会技術推進機構の企画、運営に関する事項および第1項に定める各部門との連絡調整のために、技術推進機構運営会議を置き、会長以外の理事の中から担当理事を定める。
4. 前各項に規定する担当理事は、理事会で定める。

(専務理事)

第24条 専務理事は、定款第13条第3項に定める職務を行うために、前条第1項、第2項、第3項に規定する各部門、企画運営連絡会議および技術推進機構運営会議を担当するほか、各部門の連絡調整にあたる。

(総務部門)

第25条 総務部門の担当事項は、つぎのとおりとする。

- (1) 官公署、公共企業体および団体との連絡に関する事
- (2) 定款、規則、制度、内規その他法規に関する事
- (3) 総会および理事会に関する事
- (4) 名誉会員の推挙に関する事
- (5) 土木学会賞(総称)その他表彰に関する事
- (6) 関係委員会に関する事
- (7) その他他部門に属さないこと

(企画部門)

第26条 企画部門の担当事項は、つぎのとおりとする。

- (1) 土木学会の中長期計画に関する事項
- (2) 土木学会の新規活動に関する事項
- (3) 各種助成金交付に関する審査、交付などに関する事項
- (4) 会長および理事会からの諮問事項等の検討
- (5) その他、企画運営に関する事項

(財務・経理部門)

第27条 財務・経理部門の担当事項は、つぎのとおりとする。

- (1) 予算、決算に関する事
- (2) 基本財産、運用財産の管理に関する事
- (3) 関係委員会に関する事

(出版部門)

第28条 出版部門の担当事項は、つぎのとおりとする。

- (1) 土木学会誌，土木学会論文集，その他刊行物の編集出版に関する事
- (2) 出版物の頒布に関する事
- (3) 著作権に関する事
- (4) 関係委員会に関する事

(調査研究部門)

第29条 調査研究部門の担当事項は、つぎのとおりとする。

- (1) 学術および技術の調査に関する事
- (2) 規格，標準等に関する事
- (3) 教育に関する事
- (4) 研究成果の発表に関する事
- (5) 関係委員会に関する事

(広報部門)

第30条 広報部門の担当事項は、つぎのとおりとする。

- (1) 学会活動に係わる広報
- (2) 土木技術および土木界に係わる広報
- (3) 上記に係わる広報活動に関する助成と協力
- (4) 関係委員会に関する事項

(国際部門)

第31条 国際部門の担当事項は、つぎのとおりとする。

- (1) 土木学会の国際戦略に関する事項
- (2) 海外の学協会との協力協定に関する事項
- (3) 国際的な情報発信に関する事項
- (4) 海外支所 (International Group) に関する事項
- (5) 関係委員会に関する事項

(学術資料館・土木図書館部門)

第32条 学術資料館・土木図書館部門の担当事項は、つぎのとおりとする。

- (1) 土木図書館の運営に関する事
- (2) 学術資料館の企画，建設，建設後の運営に関する事
- (3) 関係委員会に関する事

(会員・支部部門)

第33条 会員・支部部門の担当事項は、つぎのとおりとする。

- (1) 会員の入退会，種別の変更その他会員の管理に関する事項
- (2) 支部の運営および事業，ならびに本部相互間の連絡・調整に関する事項
- (3) 関係委員会に関する事項

(災害緊急対応部門)

第34条 災害緊急対応部門の担当事項は、つぎのとおりとする。

- (1) 災害緊急対応に関する事
- (2) 関係委員会に関する事

(土木学会技術推進機構)

第35条 土木学会技術推進機構の担当事項は、つぎのとおりとする。

- (1) 国際規格に関する事項
- (2) 技術者資格，技術者教育に関する事項
- (3) 技術評価システムに関する事項
- (4) アジア土木技術国際会議に関する事項
- (5) 外部資金の導入に対する事項
- (6) その他，本機構の目的を達成するための事項
- (7) 関係委員会に関する事項

(委員会)

第36条 会務を執行するため必要あるときは，委員会を設けることができる。

2. 委員会に関する規程は，理事会が定める。

(事務局)

第37条 会務を執行するため事務局を設け，職員および必要に応じ嘱託をおく。

2. 事務局に，事務局長を置く。
3. 事務局の職制および職務に関する事は理事会で定める。

4. 専務理事は，事務局を統括する。

第6章 表彰

(土木学会賞)

第38条 土木工学または土木事業に関して，著しい貢献をしたものに対し，土木学会賞（総称）を授与する。

(表彰)

第39条 前条に規定する土木学会賞に該当するもの以外で，土木学会の目的遂行に関して特に貢献したものを表彰することができる。

第7章 資産および会計

(資産の構成)

第40条 この学会の資産は，次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産。
- (2) 会計年度内における次に掲げる収入。
 - ア 入会金
 - イ 会費
 - ウ 寄附金品
 - エ 事業に伴う収入
 - オ 財産から生ずる収入
 - カ その他の収入

(資産の管理)

第41条 この学会の資産は，会長が管理し，その管理方法は，理事会の議決により会計規程で定める。

(経費の支弁)

第42条 この学会の経費は，運用財産をもって支弁する。

(事業計画および収支予算)

第43条 事業計画およびこれに伴う収支予算は，毎会計年度開始前に，事業計画書および収支予算書を作成し，理事会の議決を経て，文部大臣に届け出なければならない。

2. 事業計画書および収支予算書は，毎会計年度終了後2ヶ月以内に招集される通常総会において承認を得なければならない。
3. 前項の規定する通常総会の日までの収支予算については，会長の承認を経て，必要最小限度額の予算執行をすることができる。
4. 事業計画書および収支予算等を変更する場合は，理事会の議決を経て，総会の承認を経なければならない。
5. 総会で承認を得た事業計画書および収支予算書は，文部大臣に報告しなければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず，やむを得ない理由により予算が成立しないときは，会長は，理事会の議決を経て，予算成立の日まで前年度の予算に準じ暫定予算を編成し，これを執行することができる。

2. 前項の規定により編成した暫定予算は，総会において承認を得なければならない。
3. 第1項の規定により暫定予算を執行した場合における収入支出は，新たに成立した収支予算の収入支出とみなす。

(事業報告および決算)

第45条 事業報告および決算は，毎会計年度終了後2ヶ月以内に事業報告書，収支計算書，正味財産増減計算書，貸借対照表および財産目録等を作成し，監事および公認会計士の監査を受け，理事会の議決を経て，通常総会において承認を得なければならない。

2. 通常総会で承認を得た事業報告書，収支決算書，正味財産増減計算書，貸借対照表および財産目録等は，文部大臣に報告しなければならない。

(長期借入金)

第46条 資金の借入をしようとするときは，その会計年度の収入をも

って償還する短期借入金を除き、理事会および総会の議決を経て、文部大臣の承認を得なければならない。

第8章 補則

(細則の変更)

第47条 この細則の変更は、理事会において行う。

付則

1. 削除
2. この規則施行前の会員の既得権は尊重する。
3. この規則は、昭和40年8月2日から施行する。

付則(昭和48年5月16日 評議員会議決)

この変更規則は、この規則の改正に係る土木学会定款の一部改正について文部大臣の認可があった日(昭和48年7月23日)から施行する。

付則(昭和49年5月13日 評議員会議決)

この変更規則は、昭和50年4月1日から施行する。

付則(昭和51年5月19日 評議員会議決)

この変更規則は、この規則の変更に係る土木学会定款の一部改正について文部大臣の認可があった日(昭和51年8月11日)から施行する。ただし、第15条の変更規程については、昭和52年4月1日から施行する。

付則(昭和55年1月22日 評議員会議決)

この変更規則は、昭和55年1月22日から施行し、昭和55年度に係るものから適用する。

付則(昭和56年5月19日 評議員会議決)

この変更規則は、昭和56年5月19日から施行する。ただし、第15条の特別会員会費については、昭和57年4月1日から施行する。

付則(昭和57年3月30日 評議員会議決)

1. この変更規則は、昭和57年3月30日から施行する。
2. この変更規則施行の際に変更前の第16条第2項の規程により会費を

免除された者については、爾後も会費を免除する。

3. 准員としての期間は継続して正会員となった者に限り、第16条第2項の正会員の期間に通算することができる。

付則(昭和58年1月20日 評議員会議決)

この変更規則は、昭和58年4月1日から施行する。

付則(昭和58年5月18日 評議員会議決)

この変更規則は、この規則の変更に係る土木学会定款の一部変更について文部大臣の認可があった日(昭和58年7月8日)から施行する。

付則(昭和60年5月22日 評議員会議決)

この変更規則は、昭和60年5月22日から施行する。

付則(昭和61年3月31日 評議員会議決)

この変更規則は、昭和61年3月31日から施行する。

付則(平成4年1月30日 評議員会議決)

この変更規則は、平成4年4月1日から施行する。

付則(平成6年1月27日 評議員会議決)

この変更規則は、平成6年4月1日から施行する。

付則(平成6年5月20日 評議員会議決)

この変更規則は、この規則の変更に係る土木学会定款の一部変更について文部大臣の認可があった日(平成7年3月31日)から施行する。

付則(平成7年5月24日 評議員会議決)

この変更規則は、平成7年6月1日から施行する。

付則(平成9年5月16日 評議員会議決)

この変更規則は、平成9年6月1日から施行する。

付則(平成11年5月14日 評議員会議決)

この細則は、この細則の変更に係る土木学会定款の一部変更について文部大臣の認可があった日(平成11年11月1日)から施行する。